

令和元年（ワ）第21824号 国家賠償請求事件

原告 デニズ（DENIZ）

被告 国

原告第8準備書面

令和4年5月10日

東京地方裁判所民事第1部1係 御中

原告訴訟代理人弁護士 大橋



同 弁護士 岡本 翔太



第1 因果関係に関する主張の補充

1 被告の主張

被告は、原告のPTSD発症に関して、要旨、①PTSDの兆表とみられる症状は本件事件前から原告に認められたこと、②因果関係を肯定する阿部医師意見書の内容は結論に至る根拠が示されておらず、また前提たる事実には誤りがあることなどから信用性を欠くことを主張する。

2 ①原告が本件事件前から同様の症状が認められたとの指摘について

(1) 本件事件前に希死念慮・自殺未遂があったとされる点について

ア 被告が主張する原告の希死念慮の訴えは、いずれも平成29年のこととされている（乙37：7頁、10頁、乙39）。すなわち、原告は本件事件直前まで精神的不調について診察を受けていたのに、記録上、希死念慮に関する記載が上記の程度に留まっていたのであり、本件事件直前時点まで原告に同様に希死念慮が継続していたものとは認められない。仮に原告に多少の希死念慮が残存していたとしても、自殺未遂という具

体的行動へ誘導するような強固なものではなく、疾患主張在を裏付けるに足るものとは認めべきでない。

イ また、収容施設内での自殺目的の自傷行為として被告が主張する事件は、本件事件よりも2年近く前の1回（平成29年1月29日）に過ぎない。他方、本件事件後の自殺未遂は短期間に繰り返し行われており、また仮放免によって収容から解放された後にも実行されている。その執拗性・頻度からみて平成29年の自殺未遂とは性質を異にしている。

さらに、平成29年の自殺未遂とは2年以上もの長期の間隔があり、かつ、上記アのとおり希死念慮も認められないことに照らすと、平成29年の自殺未遂行為と本件事件後の自殺未遂行為の間にも自殺未遂に至らせるような精神状態が継続していたとは認めがたく、両行為は同一の疾患に基づいて実行されたものではない。

ウ したがって、被告が主張する原告の過去の希死念慮、及び具体的行動としての自殺未遂行為は、本件精神疾患が本件事件直前に発症していたことを示すものではない。

エ なお、乙37号証には明らかに客観的事実に反する記載（原告が「懲役10年、執行猶予4年の判決を受けた」との記載。正確な事実は被告準備書面(1)第1の2(12)参照。）があるところ、かかる記載は診察医が診断に必要な原告の経歴や状況を正確に把握・聴取したことに疑いを生じさせるものである。

(2) トルコ居住時の自傷行為、精神科への通院歴について

ア そもそも、トルコでの精神科への受診は「爆発的に怒る」とされる原告の挙動に「家族が困って」したものとされており（乙37：10頁）、自傷行為を含めて、本件で問題とされた症状が認められたことによるものとはされていない。

したがって、原告が本件事件前に本件精神疾患を発症していたり、その

発症を疑わせる症状が認められたことを示すものではない。(なお、症状が全く異なる点からみて、後記(5)で述べる素因減額においてすら考慮されるべきでない。)

イ また、原告がトルコで精神科に通院していたのは15歳から18歳まで(1997年頃まで)のわずか3年に過ぎず、高校卒業とともに受診も服薬もやめている(乙37:10頁)。通院治療を終了した理由は主治医に通院の必要なしと回答されたためである。その後、約20年近くにわたり精神科での治療を受けていなかったことにも照らすと、仮にこの時期の原告に疾患が存在したとしても完治しており、本件事件時点まで継続していたものとは認められない。

(3) 入管が原告を精神疾患の患者として扱っていなかったこと

ア 被告は、原告の東日本センター収容中の医療記録を提出し、そこから認められる症状を縷々主張して本件精神疾患が本件事件直前から生じていた可能性を指摘するが、東日本センターが原告を精神疾患の患者として扱っていたとはみられず、その見解は被告(東日本センター)が従前否定していたものである。

すなわち、東日本センターが原告を精神疾患の患者として処遇に特別な配慮をした形跡は認められない。また、原告に処方された薬をみると、本件事件直前では、精神症状に対処するものではなく、原告が求めたのも処方箋なく入手することのできる一般用医薬品のパンセダンに過ぎない。

(なお、クロルプロマジン(抗不安薬)は平成30年12月4日時点で使用が中止されている(乙11:5頁)。原告が仮放免後に処方を受けているクエチアピン(抗精神病薬)、リスベリドン(抗精神病薬)、メイラックス(抗不安薬)等などの薬(甲27乃至29)は処方されていない(甲20)。

イ この点、被告は、原告が本件事件前に行った仮放免許可申請においてPTSDの疑いが主張されていたことをもって、本件精神疾患が本件事

件前にも認められた旨を主張する。しかしながら、東日本センターは、結局のところ令和元年8月2日まで原告の仮放免を許可していないのであり、その前提として原告にPTSDの疑いは認められないものと判断していたはずである。

ウ したがって、東日本センターは本件事件直前の原告が精神疾患を患ったものと判断していないところ、かかる事情は本件精神疾患が当時から存在したことを否定する事情とみるべきである。また、かかる主張は、仮放免不許可と言う行政処分的前提として認定した事実と異なる事実を主張するものであり、信義則（禁反言の原則）に基づいて認めるべきはない。

(4) その他の症状（頭痛、不眠症）について

ア 被告が主張する症状のうち頭痛、不眠自体はストレスを抱えた者一般に生じうるものであり、その症状が認められることをもってPTSDと診断されるわけではない。現に、甲20の意見書において不眠症や頭痛は主訴として言及はあるものの、同意見書の心理検査の項ではこれらの症状があることをもってPTSDが積極づけられるとの判断はされておらず、具体的なフラッシュバックや幻視等が考慮されている（同4頁以降参照）。

したがって、これらの症状が仮に本件事件直前に認められたとしても、本件精神疾患が既に発症していたことを示すものではない。

イ 他方、被告が主張する原告の症状のうち「壁に光が見える、音が聞こえる」というのは、幻視・幻聴の存在を主張するものとみられるが、これは本件事件直前より約1年前に訴えられたものであり、その間の複数回の診断で訴えられていなかったことに照らすと、本件精神疾患によるものとは認められない。

(5) 小括

以上によれば、被告が主張する原告の過去の症状、診断結果、治療歴等は本件精神疾患が本件事件前から生じていたことを示すものではない。

仮に、これらの事情から伺われる原告の性質が本件精神疾患の発症の影響を多少なりとも与えていたとしても、それは素因減額の適否において影響を与える事情にすぎない。そして、素因減額については「被害者が平均的な体格ないし通常の状態と異なる身体的特徴を有していたとしても、それが疾患に当たらない場合には、特段の事情の存しない限り、被害者の右身体的特徴を損害賠償の額を定めるに当たり斟酌することはできない」ものとされているところ（最高裁平成8年10月29日民集50巻9号2474頁）、被告が主張する事情を総合しても、原告の精神的性質について「特段の事情」は認められない。

2 阿部意見書の信用性について

(1) 本件事件前から症状が認められたという点について

被告は「原告には本件制圧前から本件各症状と同様の症状が見られたことから、『平成31年1月19日の暴行事件以前には見られていない』という意見は事実と反する」などと主張する。

しかし、被告の主張する症状とは、希死念慮、不眠、イライラ、幻視・幻聴といったものを抽象的に述べているものであるところ、阿部医師が確認した症状は極めて具体的であり、同一の症状が見られたとは認めがたい。また、上記のとおり、希死念慮、幻視・幻聴は本件事件直前は長期間にわたって訴えられていなかったものであり、「暴行事件以前には見られていない」との評価は適当である。他方、フラッシュバックや殺される由名、亡国される夢などほとんどの症状は、被告の主張によっても本件事件直前に認められなかったものである。

したがって、『平成31年1月19日の暴行事件以前には見られていない』

という意見は事実に反する」と言う被告の主張は当たらない。

(2) 因果関係の指摘について

ア 本件事件直前に認められなかった症状が認められたことは、本件事件と原告の本件精神疾患の因果関係を裏付ける事情である。

イ また、原告の愁訴のうち、フラッシュバックや「暴行されている夢」、薄暗い道で歩いてきた人影を入国警備官と捉える点などは、原告が入国警備官の暴行を恐れていることを裏付けるものであり、暴行事件との因果関係を基礎づけるものである。

ウ したがって、因果関係について根拠がないとの被告の主張は当たらない。

第2 本件隔離処分の違法性に関する主張の補充（被告準備書面(8)を踏まえて）

1 隔離期間が当初は5日間（最長日数）が指定された点

(1) 被告の主張

被告は、本件隔離処分の隔離期間が5日間と定められていたことについては、①原告の隔離措置歴、中止命令、制止措置歴、及びそこから伺われる原告の性向、行状を考慮し、原告の自損行為等を防止し、その生命・身体を保護する必要があったこと、②他の被収容者に対する迷惑行為を防止して施設内の規律維持を図る必要性が高かったことを根拠として挙げている。かかる被告の主張は、被告準備書面(5)14頁の主張（「原告は、これまでも多くの隔離措置…、中止命令及び制止措置…を受けていた…。その内容は、暴行、職務執行妨害、自損行為など多岐にわたっており、そこからうかがわれる原告の性向、行状を考慮すると、原告の自損行為等を防止し、その生命・身体を保護するためには、原告の精神を安定させる必要がある」、
「原告は、施設内で大声を出し、居室から出ることすら拒否していた状態であり、…他の被収容者に対する迷惑行為を防止して施設内の規律維持を

図る必要性も認められる」という部分)を繰り返すものに過ぎず、新たな主張を補充するものではないとみられるが、以下、念のため、適宜反論を加える。

(2) ①自損行為等の防止について

ア そもそも、本件事件当時、原告は自損行為(自傷行為)に及んでいない。処遇規則8条1項は、自損行為「をし、又はこれを企て、通謀し、あおり、そそのかし若しくは援助した」ことを隔離事由としており、自損行為の恐れ(可能性)は隔離事由ではない。したがって、原告の自損行為又はその恐れが本件隔離処分の隔離事由になることはありえず、これを理由に隔離期間が定められることはあり得ない。

イ また、本件事件直前に認められた原告の隔離措置歴、中止命令、制止措置歴には、原告が自損行為に及んだものは認められない。したがって、これらから伺われる性向、行状が自損行為に及ぶ可能性や継続性を基礎づけるものとは認められない。

ウ 以上より、自損行為等の防止が5日間の隔離期間を根拠づけるものとは認められない。

(3) ②他の被収容者に対する迷惑行為の防止について

ア 他の被収容者に対する迷惑行為の防止は隔離事由に含まれていない(処遇規則8条1項参照)。したがって、これが本件隔離事由及び隔離期間決定の考慮要素になることはあり得ない。

イ また、被告が主張する迷惑行為とは、原告が大声を出していたこと、出室を拒否していたことを指すとみられる(被告準備書面(5)14~15頁参照)。しかし、隔離処分が実施された以上、原告の出室拒否の状態は解消されている。

他方、体力の限界や身体(喉)の耐久性からみて、大声を出す行為を何時間も継続することは一般的にあり得ない。したがって、大声を出すこ

とはせいぜい数十分、数時間程度で終了すると考えられ、日単位での隔離が必要とは認められない。

さらに、被告が列挙する隔離処分等の原告の経歴には、上述の一般論と異なり、原告が長時間にわたって大声を出すことを継続していたものは認められない。

ウ この点、被告の主張は、本件隔離処分開始後にいったん大声を出すことを中止したとしても再開する可能性があったとする趣旨かもしれない。しかしながら、原告がそのような散発的に大声を出すことを再開することをうかがわせるような処分歴は認められない。原告が大声を出すことを再開するとしたら、それは別の理由に基づくものであり、本件隔離処分の隔離事由とされた行為とは別のものであって、本件隔離処分の隔離期間を左右する事情には当たらない。

エ 以上より、他の被収容者に対する迷惑行為の防止が5日間の隔離期間を根拠づけるものとは認められない。

2 本件隔離処分が現に約4日と9時間継続された点

(1) 被告の主張

被告は、本件隔離処分が令和元年1月23日午前10時14分までの約105時間（約4日と9時間）継続されたことについて、①本件隔離処分開始後の原告の動静（ほとんど食事をとらなかった、2日後に帰国する意思を翻した、本件制圧に関する不満を訴えたことなどから精神的に不安定な様子が見られること）、②多くの隔離歴を有し、中には隔離期間中に入国警備官に暴行に及んだこともあることを考慮事情として主張する。

(2) ①精神的に不安定な様子が見られたとの点について

ア 被告が主張する不安定な様子という事情は、本件事件直前の制圧行為により原告が恐怖心を抱き、動揺したことが理由である。そして、その制圧行為は違法（被告の主張によっても不当）なものであった。そうす

ると、被告の主張は、行政の違法行為（又は不当な行為）により惹起された状況により、当該行為の被害者にさらなる不利益処分を課すことを許容するものであり、信義則（クリーンハンズの原則）からみても、違法不当な行為抑止の見地からも否定されるべきものである。

イ また、不安定な様子というのも内容・程度は様々であり、隔離処分が強力な権利利益の制約を伴い、謙抑的に運用されるべきものとされていることからすると（乙 4 の「やむなく隔離する場合は、適法かつ適正に対処し、いやしくも被収容者の人権を侵害したなどとの批判を受けることがないよう万全を期す必要があります」といった前文や1 基本的考え方参照）、不安定な様子の内実が実施中の隔離の処分要件を基礎づけるものであることが必要と考えられる。

被告は本件隔離処分の理由として、①自損行為の防止、②他の被収容者の迷惑行為の防止を挙げるが、被告の主張する原告の具体的挙動のうち、ほとんど食事をとらなかった、2日後に帰国する意思を翻したというのは自損行為や他の被収容者への迷惑行為を疑わせるものではない。

（なお、食事は「全く」ではなく「ほとんど」とらなかったというにすぎず、程度の点からみても、原告の異常を強く疑わせるものではない。）

せいぜい不満を述べたことから原告が抗議をする可能性が多少あり、これを被告が「迷惑行為」と捉える可能性があるという程度に過ぎないが、本件隔離室で原告が被告において迷惑と判断するような抗議行動に及んでいたとは認められない。

そもそも、痛みを意図的に与えられた人間（乙 18）が不満を抱くのは至極当然のことであり、このような人間として当然の感情が隔離処分を基礎づけるものになるとは考え難い。

ウ さらに、原告の不満の訴えについては不服申出（甲 2）の提出と一体としてされたものである。不服申出をするからには不満があるのは当然で

あるところ、被告の主張は、不服申出と言う手続に即した正当な行為に及んだことが不利益処分を課す根拠となるというに等しく、その点でも誤ったものである。

エ さらに、食事をほとんどとらなかったのは 19 日と 20 日、帰国意思を示したのは 20 日であり、精神的な動揺が認められたのはせいぜい 20 日とされている。原告は当時帰国の意思を入管に示した記憶はないが、仮にそのような意思を示したのだとしても、現に 21 日には帰国意思を否定しているとのことであり、また不服申出という規則に即した手続を採っており、21 日時点では冷静な判断ができていることがうかがわれる。したがって、仮に不安定な精神状態が隔離の理由になりうるとしても、それが認められたのは 20 日までであり、これ以降の本件隔離処分の継続を基礎づけるものではない。

(3) ②過去の隔離歴について

ア そもそも、処遇規則 8 条の隔離の目的は懲罰ではなく、「被収容者の生命・身体の保護、沈静、施設内の規律維持」にあるものとされている（乙 4）。過去に複数の隔離を受けたことは精神状態を落ち着くのに長期の隔離を必要とすることを示すものではなく、隔離処分の目的とは関連がなく、処分の継続を根拠づけるものではない。むしろ、原告の過去の隔離処分を見ても、隔離処分を短期で終了させたがために処分の目的を達成できなかった（例えば原告が隔離処分の根拠となる挙動を再開した）というような事情は認められない。

この点、懲罰を目的とした処分であれば、刑事処分における前科前歴のように、過去の処分歴の存在は反抗的態度を基礎づけるものとして処分を重くする根拠になりうる。かかる事情に照らすと、複数の処分歴があることを理由に本件隔離処分の継続を判断した東日本センターの運用は、同センターが法令の目的から離れて隔離処分を行っていたことを示すも

のとみるべきである。

イ 次に、被告が「暴行」を行ったとする過去の隔離処分については、その原告の行為が「暴行」に当たるものでないことは従前の主張のとおりである。

また、暴行とされる事案は当時2年にわたっていた原告の収容期間内にならずに1回発生したに過ぎない。この1回のみ的事案を理由に本件隔離処分の継続の必要性、すなわち隔離を必要とするような行為を原告が再開する可能性が高いものと認定するのは過大評価と言うほかない。

ウ 以上の点を措くとしても、東日本センターの認定では、過去の暴行とされる事案の動機は、抗議を行う原告に対して職員が反笑いで応じたこと（少なくとも原告がそう受け止めたこと）にあるものとされている。すなわち、原告の行為は、隔離処分の動機になったこととは全く別の事象を動機としているのである。そうすると、東日本センターが認定した事情を前提としても、ここにおける原告の行為は、隔離処分中にたまたま原告が不満に持つ行為がされたというにすぎず、長期の隔離処分をしなければ原告の興奮等を鎮静化させることができなかつたものとは認められない。

(4) **興奮は遅くとも約9時間後には収まっていたこと**

そもそも、原告は、東日本センターの記録上ですらも本件隔離処分開始から約9時間（午前9時56分）で落ち着きを取り戻していたとされている（乙15:1頁）。その後、本件隔離処分終了直前に至るまで、原告が再び従前のような興奮状態に至ったような事情は全く認められない。

(5) **小括**

以上によれば、本件隔離処分が4日9時間も必要とされたものとは認められない。

第3 有形力行使の違法に係る事実関係について

1 乙10号証の信用性に関する反論

(1) 被告の主張

被告は、乙10の報告書（以下「本件事後報告書」という。）が客観的事実（映像）と整合していないから信用できないとする原告の主張に対し、東日本センター所長等の幹部職員が事案の対応やその後の措置を判断するために迅速に作成し報告する必要があること（これは、迅速性から正確性が犠牲にされることがありうるとの趣旨とみられる）、「同書に捏造や改ざんは認められないばかりか、むしろその大部分は映像を精査した結果と一致している」ことを理由に、原告の暴行の存在にかかる信用性は肯定されるべきものと反論する。しかし、次に述べるとおり、この反論には理由がない。

(2) 本件事後報告書は正確性を犠牲にする類のものではないこと

ア 本件事後報告書は、各行為がされたことについて時刻（何時何分であるか）を、都度、細かく記載されている形式となっている。かかる体裁からは、作成者が記憶に基づいて起案しているのではなく、映像等の資料をみて起案するものであることがうかがわれ、本件事後報告書が「迅速に作成」するために正確性が犠牲にされるような性質の文書であるとは認められない。

イ そもそも、迅速に作成する必要性の前提として被告が主張する、幹部職員が行うべき「事案の対応やその後の措置」の内実が不明であり、その主張からは速やかに把握しないことにより具体的にいかなる支障が生じるのか判然としない。

したがって、被告の主張は、その主張の当否を判断するに必要な具体性を欠いている。

(3) 時系列の誤りは本件事後報告書の核心部分であること

ア 被告の主張によれば本件事後報告書は「事案の対応やその後の措置」を確認検討することを目的に作成するものとされている。その具体的な内実は不明であるが、少なくとも処分が講じられた場合の根拠（要件充足性）や判断主体は、本件で言えば有形力の行使や緊急隔離の要件を充足させる状況に関する内容は、同報告書の性質からみて核心部分であり、特に記載に注意が払われるべき部分とみられる。そして、原告が行ったとされる帽子や識別票の奪取、腹部への暴行は、有形力の行使を伴う「制止等」の措置の要件を基礎づける極めて重要な事情である。

また、他の行為（カメラ撮影）との順序や時系列は、これが入れ替わると適法性の評価に影響を与え、またなぜそのような対応をとったのかという行動の動機が破綻してしまう。

ハンディカメラは職員や被収容者の挙動の具体的態様を映像として保全するために使用されたものとみられる。そうであれば当然撮影を開始してから業務執行（原告への接近）をするという順序が適切なはずである。そうすると、本件事後報告書における①職員が原告へ接近した、②原告が職員に対して暴行を行った、③録画開始という順序は、不適切、すなわち異常なものであると考えられる。したがって、被告の主張は、本件事後報告書の作成者が急いでいたことによって、正常な順序（③→①→②）であったのをわざわざ異常な順序（①→②→③）で業務が進められたものと勘違い（誤信した）というものであり、極めて不自然である。

イ さらに、本件では原告による暴行の有無が争点となっている以上、これがあつたとされる場面の記載の齟齬が、そうでない場面（例えば、職員が睡眠薬の交付に説明している場面や、連行後の場面）の齟齬に比べて、争点との関係で本件事後報告書の信用性が減殺するものであることは当然である。

ウ したがって、原告が指摘する順序の誤りは、本件事後報告書の性質からみても、争点との関係でみても核心部分に関するものといえ、被告が主張するような「細部」の齟齬で、信用性を揺るがせないものであるとは認められない。

(4) 本件事後報告書の誤りは他にも存在すること

ア 紙幅や被告の主張自体が映像と整合しないことを指摘するのに重点を置いたために指摘していなかったが、上記の点のほかにも、本件事後報告書における本件居室内のやり取りの記載は、映像との間で以下の齟齬がある（一部、被告の主張のなかで映像と整合しないものと原告が指摘したのと重なるものがある）。

- i 本件事後報告書では入国警備官 A が原告に蹴られたのは原告の四肢を把持することに着手する前であるとされているが、蹴られた直後に発せられたとされる「暴行」との発言より前に「足引っ張れ」などと四肢の把持を指示している同警備官の発言がある
- ii 入国警備官 A による「暴行」という発言は被告の主張によれば 0 時 32 分 7 秒頃のものであるところ、これは本件事後報告書に記載された緊急隔離開始に伴う有形力行使の開始時刻（0 時 30 分）より後のことである（乙 12② [6:39]）
- iii 入国警備官 A 以下 5 名が本件居室に入室したのは 0 時 28 分ではなく、0 時 30 分である
- iv 入国警備官 A において暴行を受けたことをうかがわせるような音や呻きは聞こえない
- v 入国警備官 A 及び B において帽子や識別票を奪取されたのに何ら反応がない

本件事後報告書において入国警備官 A から職員が入室して原告を運び出すまでのやり取り（(7)とされている部分）はせいぜい半ページ程度（16

行) しかない。しかも、乙 1 2 の画像は暗く、音声だけしか証拠価値がほぼない。それにもかかわらず、上記のとおり多数の齟齬が指摘できることは、この部分の記載が客観的事実とかけ離れていることを示している。

イ 加えて、暴行があったとされる場面ではないためにあえて指摘しなかったものもあるが、以下のとおり、本件事後報告書は他の場面についても事実と齟齬がある。

- i 本件事後報告書には看守責任者が処遇室への連行や戒具使用を指示したとされているが、看守責任者は「これ何でやってるの」と述べていることからみて(乙 12③ [13:05 頃])、状況を把握しておらず、指示を行っていたとは認められない
- ii 本件処遇室連行した直後、原告を床に伏せさせる間もなく、入国警備官Aはうつ伏せにすることを指示しており(乙 12③ [5:20])、「連行後も四肢に力を入れるなどして激しく抵抗をつづけたことから」うつ伏せに制圧したというものではない。
- iii 原告がうつ伏せにされてから入国警備官Aが「わっぱかけろ」と指示するまではわずか2, 3秒しかなく(乙 12③6:00 頃)、うつぶせに制圧された原告が「なおも四肢に力を入れて激しく抵抗をつづけたことから」戒具使用が決定されたという経過ではない
- iv 本件事後報告書には戒具使用の際に原告を把持した職員に入国警備官Aが含まれていないが、同人は把持に参加している(原告の上半身左側)
- v 本件保護室への連行中、原告が「暴言を吐いたりし始め」たなどと記載されているが、原告は抗議を繰り返しているだけで暴言はない(乙 12③ : 23:30 以降)。(なお、「暴言」に当たるかは評価の問題でもあるので、被告は暴言があったと主張するのであれば具体的にどの

発言を指すかを明らかにされたい。)

- vi 本件事後報告書 3(2)において「パンセダンを交付することができない旨の指示を受けている」とあるが、そのような事実は証拠上認められない。また、クロルプロマジンについては使用を中止されており(乙 11:5 頁)、これについて「処方を受けて」いるとの記載(本件事後報告書 3(3))も正確でない。逆に原告の「キャンセルしたはずだ」という主張(本件事後報告書 3(3))は正確なものであり、これを「身勝手な主張」というのは不適當な評価である。
- vii なお、本件事後報告書のうち 3(2)、(3)の事案概要は映像が存在するが(乙 12①)、音質が極めて悪く、職員が行った説明が同映像に「一致している」ものとは判断できない。

ウ 以上によれば、本件事後報告書は、「大部分は映像を精査した結果と一致している」とも認められない。

(5) 捏造や改ざんがないという弁解の論理が破綻していること

そもそも、原告は暴行などしていない、すなわち暴行があったとする記載は「捏造」であると主張しているのである。したがって、本件居室でのやり取りについて映像による裏付けがない(むしろ齟齬がある)のに「同書に捏造…は認められない」と言う被告の主張は、①本件事後報告書が信用できるという前提の下で、②この前提から同報告書に捏造は認められないものとし、③捏造が認められないことを理由に、同報告書が信用できるとするものであり、論理が破綻している。

(6) 本件事後報告書のみが暴行が撮影開始前にされたとの前提に立っているわけではないこと

本件事後報告書以外の場面でも、例えば本件不服申出の調査に際しても、入管は、原告の暴行がハンディカメラによる撮影開始前に行われたものであることを前提にしている(乙 19 等)。したがって、原告が指摘した本件

事後報告書記載の時系列と映像の齟齬は本件事後報告書のみの問題にとどまるものではなく、本件事後報告書が報告の迅速性から正確性を欠く記載になったという被告の主張は当たらない、

(7) 小括

以上より本件事後報告書の信用性は揺るがないとする被告の主張は理由がなく、原告の暴行の有無に関する信用性は否定されるべきである。

2 職員らの有形力行使の経過に関する主張の補足

(1) 被告の主張の問題点

原告が被告の主張は、①客観証拠で裏付けることのできない原告の暴行を前提としていることに加えて、②映像等の客観証拠からみられる時系列を無視している、③事実経過について不適当な要約に・評価をして、あたかも自らの主張を基礎づける事実であるかのように援用する（例えば、他の収容者の苦情内容や原告の発言（「暴れた」等）・挙動（四肢に力を入れる等）という問題がある。（なお、①から③の問題は、別個独立の問題ではなく、被告が時系列を無視した主張をしていることから（②の問題）、原告が暴力に及んだという被告の主張も筋が通らなくなる（①の問題）というように、相互に密接な関係がある。）。この観点から、以下、暴行の有無について主張を補充する。

(2) 原告の暴行の有無の立証責任は被告側にあること

国家賠償請求訴訟において、「公務員の行為の違法性を阻却する事由（法令に基づく正当な職務行為等の違法性の評価障害事実）」は「国において…抗弁として主張立証すべきものである」とされている（中央経済社『行政事件における要件事実と訴訟実務 - 実務の正当化根拠を求めて』河村浩 289頁）。そのため、正当な職務行為であることを基礎づける原告の暴行の有無は、被告において立証責任がある。

(3) 被告の主張における時系列と映像の不整合

ア 被告は、原告の暴行（乙 12③ [1 : 47]）を受けて「右手首を把持して固定」から始まる職員らの有形力の行使が開始されたと主張しているが（被告準備書面(6)5頁）、上記1で述べた本件事後報告書の不整合に関する私的に加えて、次に述べる点でも、その内容は映像等の他の証拠から認められる事実と整合しない。

イ 乙 12③ [1 : 47] より前に、ある職員が「右に回って」と述べ、続けてある職員が「右手を」と言う発言をしている（乙 12③1:35）。これらの発言は、既にこの時点で原告の右手を把持していたか、又は把持を試みることを開始していたことを意味するものであり、被告の主張と整合しない。

ウ 原告は、乙 12③ [1 : 47] より前の乙 12③1:17 のタイミングで「痛い」、同 1:20 のタイミングで「殺される」と発言している。原告がこのような痛みや恐怖を表明する発言をしたのは、乙 12①②③の映像ではこの場面が初めてとみられる。この発言の内容は職員らが原告に対して有形力を行使したことを推認させるものであるから、被告の主張と整合しないものである。

エ 被告は、かかる自身の主張と他の証拠との不整合について説明を放棄しており、その主張が証明されているものとは認められない。

(2) 帽子に関する事情の補足

職員の帽子に関しては、入国警備官B以外にも装着していない職員もいる（乙 12③の本件連行後の映像を見ると、2名以上の職員が着用していない場面を確認できる）。そうすると、帽子は全職員が必ず装着することが徹底されていたものとは認められず、入国警備官Bの帽子不装着は原告の行為によって帽子が外れたことを意味するものではない。

(3) ハンディカメラでの撮影を行う職員の挙動の不自然性

ハンディカメラを持つ職員は、撮影開始時、本件居室入口外側に待機し、カメラの角度も原告に向けていなかった。その後、同職員は、他の職員が複数名本件居室内に入室し始めた際は、立ち位置を多少移動させたものの入室せず、一貫して本件居室外から撮影を続けていた。撮影行為が職員の対応を映像として保全する趣旨であれば、このように撮影がしにくい立ち位置に居続ける職員の挙動は不自然である。

違法な有形力の行使が常態化していたとすれば、適法性の保全に消極的なかかる挙動を合理的に解することができることからすると、かかる挙動は違法な有形力の行使が常態化していたという原告の主張に沿うものである。

3 その他の点に関する補足

(1) 原告の挙動に対する被収容者の苦情について

被告は位置関係からみて「不服申出書記載者の居室前を原告が通過することはあり得ない」と主張するが、その「あり得ない」とされることがあった（運ばれる原告を見た）と述べているのはその不服申出書記載者自身である。すなわち、被告の主張は不服申出書には存在しないはずの事態が記載されていたことをも意味しており、その記載内容の信用性を疑わせるものである。

(2) 本件居室扉を蹴ったことと有形力行使の関係について

被告は本件居室の扉を原告が蹴ったことを制止等の措置における有形力行使の根拠であると主張しているが、本件事後報告書には処遇規則 18 条 1 項 1 号を引用した「器物損壊」の文言や扉を蹴った行為を理由としたことは言及されていない。かかる本件事後報告書の不記載は、当時の職員らが扉を蹴った行為は終了し、再開の見込みがあるものと捉えていなかったことを示している。

(3) 四肢に力を入れたことが抵抗とされていることについて

被告は再三にわたって四肢に力を入れたことが抵抗にあたることを主張している。

しかしながら、被告（入管）は、例えば東京高裁令和2年12月3日判決（令和元年（ネ）第3487号）の事案では被収容者が故意に脱力したことを捉えて連行に「抵抗」したものと主張している。かかる事情は、結局、被収容者がどのような挙動を採ろうとも「抵抗」であると捉えて、入管が自らの有形力行使を正当化する姿勢を有していることを示している。

(4) パンセダンの交付に関する原告の抗議

被告から主張を裏付けるに足る証拠が提出されていないことから、念のため、証拠の不十分性を含め、以下のとおり主張を補充する。

ア まず、上記のとおり、本件事件当時の原告に対して、「パンセダンの交付をすることができない旨の」薬剤師の指示（乙10：3(1)）があったとする証拠は、本件事後報告書の内容からして資料化されているはずであるが、何ら提出されていない（乙11参照）。

イ 次に、本件事後報告書では、午前0時0分に入国警備官Fが薬剤師に状況を確認したとするが、この確認結果を裏付ける証拠も何ら提出されていない。

ウ また、被告は、原告に対するクロルプロマジンの処方が二種類（①1日1回、1回につき2錠、②1日1回不眠時就寝前、1回につき1錠）あることを前提に12月4日に処方が中止されたのは①のみであると主張している（被告準備書面(1)第3の3(1), (2)）。

しかし、②は11月7日の、①は12月4日の処方であることからすると（乙11：4, 5頁）、②の処方は①の処方を変更する内容とみるのが自然であり、①と②を並列的に使用すること（すなわち、1日最高2回、3錠の使用が許容されていたこと）を意味するものとは考え難い。そう

すると、原告の診療録にある「クロルプロマジン中止」は、原告に対してクロルプロマジンを処方・使用することを一切中止するものとみるのが合理的である。かかる読み方は、本人が継続拒否したという経緯（乙11：5頁）にも整合するものである。したがって、診療録の記載を被告の主張のように解することはできず、かかる被告の主張は診療録の意味を読み間違えたものとみられ、理由がない。

エ そして、仮に入国警備官Fが午前0時0分に薬剤師に確認をしたとしても、「クロルプロマジンの処方を受けている状況であれば」という記載からみて、その確認は上記ウで述べた様な診療録の読み間違いを前提としたものとみられる。したがって、「クロルプロマジンの処方を受けている状況であれば」という誤った前提に基づく「パンセダンを服用することはできない」という見解は理由がない。

以上